

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号

三光産業株式会社

代表取締役社長 遠藤 幹雄

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階「大雪の間」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第57期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分是件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sankosangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎代理人による出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済・金融政策を背景に、雇用・所得環境に改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で中国をはじめとするアジア新興国経済の減速、米国新政権の経済政策の動向や英国のEU離脱問題等、先行きは不透明な状況が続いております。

印刷業界におきましては、印刷需要の減少により販売競争はますます厳しさを増す中、受注単価の低下、原材料の高騰等により経営環境は一段と厳しい状況が続いております。

このような状況のもと当社グループは、当連結会計年度の利益計画を達成するための戦略として、「1. 全社、全事業所をあげて利益獲得をめざす、2. 海外事業の安定と強化、3. 設備投資部門への全社一丸となった支援体制」を掲げ、業績回復に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、中国経済の減速による影響やバンコクにおける事業展開の遅れ等により、海外事業が低調であったため、当連結会計年度の売上高は9,930百万円（前期比101.0%）の微増となりました。

利益面におきましては、タッチパネル製品の歩留率の悪化や人件費の増加等による販管費の上昇などにより、営業損失は129百万円（前期は241百万円の営業損失）、経常損失は74百万円（前期は257百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は方南工場跡地等の売却により固定資産売却益を特別利益として計上したため、204百万円（前期は464百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

イ. 日本

日本国内の受注環境は一段と厳しさを増す中、タッチパネル製品の幅広い営業展開と一般シール・ラベル等の安定的受注確保のため、積極的な営業展開を行ってまいりました。また、製造部門においては、長野工場の生産効率の向上や川越工場のUV印刷機等の最新鋭設備の稼働確保のための内製化を推進してまいりました。

その結果、売上高は7,147百万円（前期比117.2%）となりましたが、タッチパネル製品の歩留率の悪化及び人件費の増大により、セグメント損失は35百万円（前期は40百万円のセグメント利益）となりました。

ロ. 中国

タッチパネル製品等の受注拡大と稼働率・生産効率の向上、徹底した経費の削減等を行ってまいりましたが、第一四半期連結会計期間の業績低迷により、売上高は2,287百万円（前期比69.9%）、セグメント損失は41百万円（前期は199百万円のセグメント損失）となりました。なお、中国に所属する連結子会社は、光華産業有限公司及び燦光電子（深圳）有限公司であります。

ハ. アセアン

マレーシアの業績は日本等からの営業面・生産面における支援体制強化により、回復に向かっておりますが、ASEAN地区の事業拡大を図るため、平成27年5月に設立いたしましたサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. は事業展開の遅れにより当初計画に対して未達となりました。

その結果、売上高は494百万円（前期比107.6%）、セグメント損失は64百万円（前期は94百万円のセグメント損失）となりました。なお、アセアンに所属する連結子会社は、サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は169百万円で、その主なものは、当社及び燦光電子（深圳）有限公司における建物改築及び機械設備の導入、並びにサンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. における機械設備の導入に伴う費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達を行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (平成28年3月期)	第57期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	9,528,992	10,047,225	9,831,207	9,930,352
経 常 利 益 または 経常損失 (△) (千円)	106,905	68,034	△257,416	△74,392
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失 (△) (千円)	108,441	62,722	△464,402	204,383
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	17円51銭	10円12銭	△74円98銭	33円00銭
総 資 産 (千円)	11,088,129	11,758,785	10,837,476	11,443,569
純 資 産 (千円)	8,725,980	9,008,635	8,358,507	8,536,227

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD.	10,000千 マレーシアドル	70%	ラベル、パネル等の 製造及び販売
光華産業有限公司	30,000千 香港ドル	100%	ラベル、パネル等の 販売
燦光電子 (深圳) 有限公司	33,000千 香港ドル	100% (100%)	ラベル、パネル等の 製造及び販売
サンコウサンギョウ (バンコク) C.O., LTD.	20,000千 タイバーツ	100%	ラベル、パネル等の 製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の () 内は、間接所有割合で内数であります。

2. 前連結会計年度において連結子会社であった三光プリンティング株式会社は、平成29年2月17日に清算結了いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの取引は、国内大手電機メーカーグループとの取引が中心であります。

これらの大手電機メーカーにおいては、熾烈な価格競争に勝ち抜くため一層のコスト削減を狙い、自社の生産拠点の海外移転や中国・台湾系の巨大EMS（生産受託会社）への生産委託を加速させ、さらに部材の現地調達化を進めております。この結果、当社の得意とする家電メーカーとのシール・ラベル取引は海外へ移転し、国内市場の縮小が続いており、当社グループを取り巻く事業環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは急激に変化を続ける事業環境に対応し、将来にわたり持続的な成長・発展を成し遂げていくため、「効率化の推進による収益改善と成長に向けた新たなチャレンジ」を基本方針に掲げ、以下の重点施策に積極的に取り組んでまいります。

① 効率化の推進

国内市場におきましては、大手電機メーカー向けを中心にシール・ラベル需要は縮小傾向にありますので、これに対応するため、一昨年に関東圏のシール部門3工場の統合を実施いたしました。今後は安定稼働に向けた受注の確保及び工程改善等により一層の効率化を図ってまいります。

海外事業展開につきましては、今後もASEAN地域を中心にセットメーカーの生産シフトは続いていくものと思われまますので、タッチパネル製品及びシール・ラベル製品においても取りこぼしのないよう海外統括室及び新設したグローバル営業部を中心に海外事業所との連携を強化し、受注の拡大と生産の効率化により原価低減を推進してまいります。

また、リスクに応じた利益の設定等、大型受注案件のリスクに応じた収益管理を徹底し、業績の早期回復及び安定化を図ってまいります。

② 成長に向けた新たなチャレンジ

当面、新規分野であるタッチパネル関連製品を受注拡大の柱とし、事業の拡大を図ってまいります。この分野のシェア拡大を成長の柱とするとともに、さらに将来にわたり持続的な成長・発展を成し遂げていくため、メディカル分野、機構部品分野、産業用パネル分野等今後成長が期待できる分野への経営資源の投入を図ってまいります。

以上により、業績の早期回復と将来にわたり持続的な成長・発展を目指してまいります所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社の企業集団は、当社及び子会社4社で構成されており、主として接着剤付きラベル・ステッカー・パネル等の特殊印刷製品の企画並びにその製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	東京都渋谷区	川 越 工 場	埼玉県川越市
大 阪 支 店	大阪府東大阪市	長 野 工 場	長野県佐久市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市長区	大 阪 工 場	大阪府東大阪市

② 子会社の主要な営業所及び工場

サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD.	マレーシア国セランゴール州
光華産業有限公司	香港
燦光電子（深圳）有限公司	中国広東省深圳市
サンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.	タイ王国バンコク都

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
650 (43) 名	17 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
211 (43) 名	1 (1) 名	39歳10ヶ月	13年7ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,200,000株
- ② 発行済株式の総数 7,378,800株
- ③ 株主数 589名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 光 産 業 取 引 先 持 株 会	376,600株	6.1%
土 田 雄 一	366,561	5.9
鈴 木 佳 子	315,567	5.1
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	304,320	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	289,000	4.7
吉 田 文 子	279,338	4.5
鮫 島 英 子	274,851	4.4
小 舘 雅 子	232,527	3.8
阪 田 和 弘	201,200	3.2
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	171,000	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,185,791株所有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。
3. 第一生命保険株式会社は、平成28年10月1日付で会社分割により持株会社へ移行し、「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更しております。なお、同社は保有するすべての当社株式を、同社の完全子会社である第一生命保険株式会社に承継しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤 幹雄	執行役員 サンコウサンギョウ（マレーシア）S D N. B H D. 取締役
常務取締役	平井 孝正	執行役員総務部長
取締役相談役	樋渡 正弘	
取締役	高橋 光弘	執行役員経理担当
取締役	北村 眞一	執行役員営業管掌
取締役（常勤監査等委員）	高村 茂	
取締役（監査等委員）	大津 素男	大津公認会計士事務所副代表
取締役（監査等委員）	川添 啓明	横濱啓明法律事務所代表

- (注) 1. 当社は、平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）大津素男氏及び川添啓明氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）大津素男氏及び川添啓明氏は、以下のとおり、財務及び会計並びに法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）大津素男氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）川添啓明氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高村茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、監査役植松省自氏は退任いたしました。
 - ・平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会において、新たに北村眞一氏は取締役に選任され就任いたしました。
 - ・平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会において、新たに川添啓明氏は取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
6. 当社は取締役（監査等委員）大津素男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－）	62,242千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	9,900千円 （4,950千円）
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	2,850千円 （1,500千円）
合 計 （うち社外役員）	9名 （3名）	74,992千円 （6,450千円）

- (注) 1. 監査等委員である取締役に對する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役に對する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。また、合計欄は実際の支給人数を記載しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、昭和63年6月23日開催の第29回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会において、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月23日開催の第29回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
6. 上記の他、平成19年6月28日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に対して役員退職慰労金1,700千円を支給しております。

③ 社外役員等に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）大津素男氏は、大津公認会計士事務所の副代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）川添啓明氏は、横濱啓明法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
<p>取締役（監査等委員） 大 津 素 男</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会10回のうち、監査役として2回、監査等委員として8回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査役会2回及び監査等委員会10回すべてに出席し、主に当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
<p>取締役（監査等委員） 川 添 啓 明</p>	<p>平成28年6月29日就任以降、当事業年度において開催された取締役会8回すべてに、監査等委員として出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会10回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500

(注) 1. 上記の額は、いずれも公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 当社の重要な子会社のうち、光華産業有限公司、燦光電子(深圳)有限公司、サンコウサンギョウ(マレーシア)SDN. BHD.及びサンコウサンギョウ(バンコク)CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に関わる事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要

イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・運営が著しく不当と認められたため

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス

コンプライアンスに関する当社の企業倫理行動方針、社員行動規範(コンプライアンスマニュアル)を当社の全取締役及び使用人並びに当社子会社(以下「グループ各社」といい、当社と併せて「当社グループ」といいます。)の全取締役等及び使用人に掲示し、啓蒙活動を行い、趣旨の徹底を図っております。

コンプライアンス活動を全社的な活動に位置づけるため、コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長が務めております。コンプライアンス委員会は、当社グループの企業倫理行動方針、社員行動規範の遵守状況を把握し、必要に応じて規範の改廃改善を講じ、効果的な活動を牽引することとしております。

ロ. 内部通報制度の設置

法令違反または疑義のある行為に対し、当社グループ使用人が通報できる制度を整備、運用しております。

ハ. 内部監査

当社グループの各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行状況を内部監査規程に基づき監査する代表取締役直属の内部監査室を設置しております。

ニ. 財務報告の信頼性を確保する体制

当社グループの財務報告が法令等に従い適正に作成され、信頼性が確保されるための体制を整備し、継続的に評価、見直しを行っております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会ははじめ重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規定に基づいて決裁した文書等を法令及び文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

取締役及び監査等委員会は、取締役の職務執行に係る記録や決裁文書等をいつでも閲覧することが可能であります。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理全体を統括するリスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程を定め、各部門のリスク管理体制の責任者である各部門担

当役員とともに、当社グループの体系的、部門横断的リスク管理体制の整備を行っております。

- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
- イ. 取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び重要事項に関する迅速な意思決定を行っております。
- ロ. 毎年3月に当社の役員及び、グループ各社の主要な責任者が参加する経営方針会議を開催し、取締役会で決定された経営基本方針に基づき、翌年度のグループ経営方針の審議、決定を行っております。
月1回部課長会議及び営業会議を開催し、業績の進捗状況の把握、情報の共有化を図っております。
- ハ. 取締役会は業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を随時見直し、権限及び責任を明確にして効率的な職務執行を行っております。
- ニ. 執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と経営効率の向上を図っております。
- ホ. 取締役会は当社グループの企業活動が、経営目標達成のため適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について指導、監督し、改善を図るようにしております。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備しております。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
親会社の取締役会は定期的フォローアップを実施し、子会社の健全な経営に配慮するとともに、損失の危険が見込まれる場合は、時期を失せず、適切な対応策を講じております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営上の重要事項についての意思決定は、当社と子会社間で事前協議がなされる体制をとっております。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対し、定期的に業績その他重要な経営事項の報告を義務付けており、また、当社の監査等委員会による監査及び内部監査部門による監

査を実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。

- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、現在監査等委員会の職務を補助する使用人はありませんが、監査等委員会から求められた場合には、必要に応じて監査の職務を補助すべき使用人を配置いたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとしております。

- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令にのみ従うものとし、また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。

- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、当社グループにおける職務執行に関する重大な法令、定款違反の事実、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは速やかに監査等委員会に報告する体制としております。報告の方法（報告書、報告時期等）については取締役と監査等委員会との協議によることとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループにおける情報等については、毎月の月次報告や監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて、適切な意思疎通を図るとともに監査等委員会の求めに応じて報告を行っております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づく通報又はその他に関し監査等委員会に報告したことを理由として、報告した者に不利な取扱いを行わないこととしております。

- ⑩ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行のために、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理いたします。

- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役は、監査等委員会が内部監査室及び会計監査人と円滑な関係を築けるように配慮しております。

ロ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会社運営に関し意見交換及び意思の疎通を図っております。

ハ. 代表取締役は、業務の適正を確保するうえで重要会議への監査等委員の出席を確保しております。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業倫理行動方針及び社員行動規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針に定めております。

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の関係行政機関と緊密な連携をとり、一切応じないことを明確にしております。

(運用状況)

当社は、上記業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めております。当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名と監査等委員である取締役3名（社外取締役2名を含む）が出席して行われます。取締役会は月1回の頻度で開催されており、重要な意思決定や職務執行状況等について活発な意見交換がなされております。

② リスク管理に関する事項

当社は、当社グループ全体のリスク管理について、統括する管理担当役員、各部門及び各グループのリスク管理体制の責任者と、各部門のリスク状況の管理体制の整備を行うとともに、未然防止策、対応策等を検討し、また、リスク管理上重要な情報の入手に努め、その都度取締役会において報告を行っております。

③ コンプライアンスに関する取組み

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催し、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っております。また、内部通報制度を設けており、社内においては総務部、社外においては当社顧問弁護士を通報窓口とし、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

④ 内部監査に関する取組み

内部監査室は、当社の各部署及びグループ各社が法令、定款、規定等に則して、適切に業務運営を行っているか、書類の閲覧やヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、取締役会において監査結果を報告しております。

⑤ 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、経営方針会議等の重要な会議に出席して意見を述べております。また、役職員に対しては個別のヒアリングを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認するとともに、会計監査人及び内部監査室とも情報交換を行って、経営監視機能の強化を図っております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,539,061	流動負債	2,506,065
現金及び預金	3,077,077	支払手形及び買掛金	2,076,205
受取手形及び売掛金	3,619,625	未払法人税等	60,397
製 品	420,338	賞与引当金	115,631
仕 掛 品	120,181	そ の 他	253,831
原材料及び貯蔵品	213,329	固定負債	401,276
繰延税金資産	55,068	長期未払金	33,403
未収還付法人税等	150	退職給付に係る負債	267,032
そ の 他	35,429	繰延税金負債	49,851
貸倒引当金	△2,139	そ の 他	50,989
固定資産	3,904,507	負債合計	2,907,341
有形固定資産	2,743,823	(純資産の部)	
建物及び構築物	912,941	株主資本	8,120,284
機械装置及び運搬具	480,753	資 本 金	1,850,750
工具器具備品	24,513	資本剰余金	2,272,820
土 地	1,281,324	利益剰余金	5,010,548
リース資産	44,290	自己株式	△1,013,834
無形固定資産	2,500	その他の包括利益累計額	280,888
ソフトウェア	2,500	その他有価証券評価差額金	289,232
投資その他の資産	1,158,183	為替換算調整勘定	△8,343
投資有価証券	742,166	非支配株主持分	135,054
長期貸付金	92,647	純資産合計	8,536,227
繰延税金資産	319		
そ の 他	389,077	負債・純資産合計	11,443,569
貸倒引当金	△66,027		
資産合計	11,443,569		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,930,352
売 上 原 価		8,192,447
売 上 総 利 益		1,737,905
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,867,778
営 業 損 失 (△)		△129,872
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,065	
為 替 差 益	3,088	
受 取 保 険 金	16,000	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,066	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	17,853	57,074
営 業 外 費 用		
賃 貸 建 物 減 価 償 却 費	301	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,292	1,594
経 常 損 失 (△)		△74,392
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	355,039	355,039
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	186	
減 損 損 失	103,567	103,753
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		176,893
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	43,598	
法 人 税 等 調 整 額	△70,528	△26,930
当 期 純 利 益		203,823
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△560
親会社株主に帰属する当期純利益		204,383

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,850,750	2,272,820	4,849,516	△1,013,834	7,959,251
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△43,351		△43,351
親会社株主に帰属する 当期純利益			204,383		204,383
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	161,032	－	161,032
当連結会計年度末残高	1,850,750	2,272,820	5,010,548	△1,013,834	8,120,284

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	185,298	68,258	253,557	145,697	8,358,507
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△43,351
親会社株主に帰属する 当期純利益					204,383
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	103,933	△76,602	27,330	△10,643	16,687
連結会計年度中の変動額合計	103,933	△76,602	27,330	△10,643	177,720
当連結会計年度末残高	289,232	△8,343	280,888	135,054	8,536,227

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD.
光華産業有限公司
燦光電子（深圳）有限公司
サンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.

なお、前連結会計年度において、連結の範囲に含めておりました三光プリンティング株式会社については、平成29年2月17日に清算したため連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主な会社等の名称 Mitsuto Optical Electronic, Inc.
- ・持分法を適用しない理由 関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD.、光華産業有限公司、燦光電子（深圳）有限公司及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、翌年1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

ハ、たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～12年

ロ、無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ、リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権

ハ、ヘッジ方針

当社の社内ルールに基づき、為替変動リスクをヘッジしております。外貨建取引のうち為替変動リスクが発生する場合は、そのリスクヘッジのため、原則として為替予約取引を行うものとしております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて変動相場またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式で処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について主として定率法（ただし、海外連結子会社については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より当社の有形固定資産の減価償却方法について定額法に変更いたしました。この変更は、シール・ラベルの国内市場が成熟している現在の環境下において、前連結会計年度に完了した最適生産体制への取り組みにより、国内工場を集約し市場ニーズに適した生産体制を再構築したことを契機としたものであります。

当社グループのシール・ラベル事業の日本国内の需要は緩やかな減少傾向が続いており、この傾向に対処すべく、希望退職の実施等一連の構造改革を実施し、国内における生産効率の向上と原価低減による事業の存続をより確かなものとする施策を進めてまいりました。この取り組みは、前連結会計年度における国内シール工場の統廃合により終了し、今後は外注依頼している受注の取り込み等、内製化の推進により既存生産の維持と操業の安定化が実現する見込みであります。

これを契機に、安定稼働が見込まれる設備の使用実態を適切に反映させるため、当連結会計年度より当社の有形固定資産の償却方法として従来の定率法から定額法へと変更することがより適切と判断いたしました。

この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の減価償却費は56,820千円減少したことで、営業損失、経常損失はそれぞれ53,577千円減少し、税金等調整前当期純利益は53,577千円増加しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 担保に供している資産 | 差し入れた銀行保証状発行の見返りとして発行銀行より次のものが拘束されております。
現金及び預金（定期預金）15,716千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,241,182千円 |

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

区 分	場 所	用 途	種 類
サンコウサンギョウ (バンコク) C O., L T D.	タイ王国	特殊印刷用生産設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具器具備品、 ソフトウェア

(2) 減損損失に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスのため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額 (千円)
建 物 及 び 構 築 物	28,014
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	63,137
工 具 器 具 備 品	7,291
ソ フ ト ウ ェ ア	5,123
合 計	103,567

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグループ内の商圏の独立性及び会計単位を基礎としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は処分見込額等合理的な見積もりにより評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
普 通 株 式	7,378,800	—	—	7,378,800

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月29日開催の第56回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	43,351千円
・1株当たりの配当金額	7円
・基準日	平成28年3月31日
・効力発生日	平成28年6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年6月29日開催の第57回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	43,351千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たりの配当金額	7円
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に沿って行っており、またデリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（注）2. 参照）

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,077,077	3,077,077	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,619,625	3,619,625	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	736,701	736,701	—
資産計	7,433,404	7,433,404	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,076,205	2,076,205	—
負債計	2,076,205	2,076,205	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,464

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,356円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円00銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,389,387	流動負債	2,211,419
現金及び預金	2,508,518	支払手形	1,228,583
受取手形	1,325,177	買掛金	646,018
売掛金	2,079,281	未払金	98,813
製品	196,650	未払費用	4,886
仕掛品	71,199	未払法人税等	60,397
原材料	89,290	賞与引当金	100,500
繰延税金資産	51,384	その他	72,220
その他	70,297	固定負債	400,758
貸倒引当金	△2,412	長期未払金	33,403
固定資産	4,369,916	退職給付引当金	266,514
有形固定資産	2,311,654	繰延税金負債	49,851
建物	673,372	その他	50,989
構築物	10,309	負債合計	2,612,177
機械装置	318,430	(純資産の部)	
車輛運搬具	16,131	株主資本	7,857,894
工具器具備品	16,049	資本金	1,850,750
土地	1,233,070	資本剰余金	2,272,820
リース資産	44,290	資本準備金	2,272,820
無形固定資産	2,500	利益剰余金	4,748,158
ソフトウェア	2,500	利益準備金	157,125
投資その他の資産	2,055,761	その他利益剰余金	4,591,032
投資有価証券	742,166	別途積立金	3,962,000
関係会社株式	787,742	繰越利益剰余金	629,032
関係会社長期貸付金	295,844	自己株式	△1,013,834
長期貸付金	92,647	評価・換算差額等	289,232
長期前払費用	7,531	その他有価証券評価差額金	289,232
長期差入保証金	49,651	純資産合計	8,147,126
その他	308,065	負債・純資産合計	10,759,304
貸倒引当金	△227,887		
資産合計	10,759,304		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,859,140
売 上 原 価		6,448,871
売 上 総 利 益		1,410,268
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,440,373
営 業 損 失 (△)		△30,104
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,486	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9,253	
為 替 差 益	7,651	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	31,966	65,357
営 業 外 費 用		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	323	323
経 常 利 益		34,929
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	343,129	343,129
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	186	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	73,289	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	161,860	235,337
税 引 前 当 期 純 利 益		142,721
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,000	
法 人 税 等 調 整 額	△75,319	△32,319
当 期 純 利 益		175,041

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,850,750	2,272,820	2,272,820	157,125	3,962,000	497,342	4,616,468	△1,013,834	7,726,203
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△43,351	△43,351		△43,351
当期純利益						175,041	175,041		175,041
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	131,690	131,690		131,690
当 期 末 残 高	1,850,750	2,272,820	2,272,820	157,125	3,962,000	629,032	4,748,158	△1,013,834	7,857,894

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	185,298	185,298	7,911,502
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△43,351
当期純利益			175,041
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	103,933	103,933	103,933
事業年度中の変動額合計	103,933	103,933	235,623
当 期 末 残 高	289,232	289,232	8,147,126

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 2～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,119,766千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
貸借対照表に区分表示された以外で、関係会社に係るものは以下のとおりであります。	
短期金銭債権	300,656千円
短期金銭債務	11,612千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高 (売上高)	711,524千円
(仕入高)	105,458千円
(2) 営業取引以外の取引高 (受取利息)	2,867千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首数 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	1,185,791	—	—	1,185,791

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	246,540
賞与引当金	31,014
役員退職慰労未払金	10,044
貸倒引当金	70,523
未払事業税	7,311
退職給付引当金	81,606
建物減価償却費	52,038
減損損失	47,647
投資有価証券評価損	38,383
その他	15,186
繰延税金資産 小計	600,297
評価性引当額	△524,977
繰延税金資産 計	75,319
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△73,786
繰延税金負債 合計	△73,786
繰延税金資産の純額	1,533

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注) 4	科 目	期 末 残 高 (注) 4
子会社	光華産業有限公司	所有 直接100%	製品・原材料 の 販 売	製品・原材料の販売 (注) 1	643,083	売 掛 金	265,892
	サンコウサンギョウ (バンコク) C O., L T D.	所有 直接100%	資 金 の 援 助	資金の貸付(注) 2 利息の受取(注) 2	100,000 544	投資その他の資産の「関係会社 長期貸付金」 (注) 3	205,844

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. サンコウサンギョウ (バンコク) C O., L T D. に対する資金の貸付については、返済条件は期間3年としており、担保は受け入れておりません。なお、従来市場金利を勘案して利率を決定していましたが、当事業年度において、同社の状況に鑑み利息の支払いを当面の間免除しております。これにより、当事業年度において免除した利息は、2,898千円であります。
3. サンコウサンギョウ (バンコク) C O., L T D. に対する債権に対し、当事業年度に161,860千円の貸倒引当金を設定しております。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,315円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月24日

三光産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 芳 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 葉 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三光産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三光産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について主として定率法（ただし、海外連結子会社については定額法）を採用していたが、当連結会計年度より会社の有形固定資産の減価償却方法について定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月24日

三光産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 芳 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 葉 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三光産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について主として定率法を採用していたが、当事業年度より会社の有形固定資産の減価償却方法について定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

三光産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高村 茂 ㊟

監査等委員 大津 素男 ㊟

監査等委員 川添 啓明 ㊟

(注) 監査等委員大津素男及び川添啓明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第57期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は43,351,063円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。
 以下、本議案において同じ。）5名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	えん どう みき お 遠藤 幹雄 (昭和27年8月15日生)	昭和51年3月 当社入社 平成17年4月 生産管理部長 平成21年4月 執行役員（内部統制、環境、ISO担当） 平成22年4月 執行役員生産本部長 平成22年6月 取締役執行役員生産本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 平成24年6月 三光プリンティング株式会社取締役 平成24年6月 サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 取締役（現任）	29,700株	なし
2	たか はし みつ ひろ 高橋 光弘 (昭和28年11月4日生)	昭和62年10月 当社入社 平成18年4月 経理部長 平成21年4月 執行役員経理部長 平成24年6月 取締役執行役員経理部長 平成28年6月 取締役執行役員経理担当（現任）	6,400株	なし
3	きた むら しん いち 北村 眞一 (昭和40年4月3日生)	平成元年4月 当社入社 平成26年4月 第一営業部長 平成28年4月 執行役員第一営業部長兼営業技術部長兼海外営業部長 平成28年6月 取締役執行役員営業管掌 平成29年4月 取締役執行役員営業統括室担当（現任）	5,300株	なし
4	いし い まさ かず 石井 正和 (昭和30年1月1日生) 【新任】	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 第一営業部長 平成26年9月 執行役員営業統括部長 平成28年7月 執行役員海外統括室長（現任）	2,200株	なし

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、
予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
たか 橋 利 郎 (昭和46年10月7日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成10年4月 米津合同法律事務所入所 平成13年3月 永田町法律事務所入所 パートナー弁護士(現任)	一株	なし

- (注) 1. 高橋利郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 高橋利郎氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、高橋利郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに至誠清新監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が至誠清新監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性並びに専門性、監査活動の適切性並びに効率性及び監査報酬等を総合的に勘案した結果であります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	至誠清新監査法人	
事務所所在地	主たる事務所	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル2階
海外提携先	MOORE STEPHENS INTERNATIONAL	
職 員 数	57名	
沿 革	昭和55年2月	至誠監査法人を中央区日本橋室町に設立
	昭和63年3月	清新監査法人を中央区日本橋に設立
	平成5年4月	MOORE STEPHENS INTERNATIONALと提携
	平成27年1月	清新監査法人と監査法人啓和会計事務所が合併
	平成27年10月	至誠監査法人と清新監査法人が合併し、至誠清新監査法人となる。(現在に至る)

(平成29年3月31日現在)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館） 5階「大雪の間」
電話 03（3261）9921

J R 中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅
東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅A 1 - 1 出口
都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅A 1 - 1 出口またはA 4 出口
上記各出口から徒歩約 2 分

（会場付近略図）

